

別表1 相手方・指定用途区分別減免率基準表

指定用途区分 使用許可相手方・貸付契約相手方区分		第1種	第2種	第3種
		①施設整備又は経常的な業務運営に対し国庫補助金又は本市補助金等が交付されているもの(交付予定を含む。)の用途に供するとき ②本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途に供すると認められるとき	本市事務事業と関連が密接である場合又は本市施策における重要度が非常に高い場合	本市事務事業と関連が密接である場合又は本市施策における重要度が高い場合
第1類	① 法人税法別表第1に掲げる「公共法人」 ② 法人税法別表第2に掲げる「公益法人等」ただし、宗教法人を除く。 ③ ②に掲げるもの以外の一般財団法人・一般社団法人のうち、公益的事業費が原則、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの ④ 「特定非営利活動法人(NPO法人)」 ⑤ 出資金に係る本市の出資比率が25%以上であり、かつ、その比率が最も大きい株式会社 ⑥ 「地縁による団体」 ⑦ 「人格のない社団等」 ただし、公共性・公益性を有すると本市が認定したものに限る。	100%	50%	0%
第2類	① 第1類に掲げるもの以外の一般財団法人及び一般社団法人 ② 第1類⑤に掲げるもの以外の株式会社(ただし、本市の出資する法人に限る。) ③ 法人税法別表第3に掲げる「協同組合等」	50%	0%	0%
第3類	個人・普通法人(第1類⑤又は第2類②に該当する普通法人を除く。)	0%	0%	0%

(注1) 廃止前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条(国や独立行政法人等に対する寄附金等の支出禁止の規定)の趣旨に鑑み、国や独立行政法人等に対する行政財産使用料及び普通財産貸付料の減免は、慎重に行なうこと。なお、第1類①には、国を含むものとして取り扱うものとする。

(注2) 一般財団法人及び一般社団法人の使用許可相手方・貸付契約相手方区分を認定する際には、定款又は寄付行為並びに決算書類若しくは事業状況報告書を提出させ、その収支状況、公益的事業費の比率等を確認するものとする。

(注3) 指定用途区分を認定する際には、減免指針に掲げる4つの点(必要性、妥当性、有効性、公平性)に留意し、事業主管局において総合的に判断し決定の上、当局に副申書を提出するものとし、その指定用途については事業名若しくは施設名を公開することによって、市民にその監視を求めながら、減免指針適用の適正性・公平性・透明性を図るものとする。